

S1-21「埋め戻し土壌の品質管理指針」の改定について

○青木鉦二、吉田直樹、佐波弘一朗、深松信良、日笠山徹巳、鈴木弘明
(社) 土壌環境センター 技術標準化部会 (1号標準ワーキンググループ)

改定の趣旨

本指針に関連する主な改正事項		改正後の認定調査の頻度			
平成22年4月1日 法改正	①用語の変更 ②環水土第24号の廃止 ③汚染土壌処理業の新設 ④法第16条認定調査の新設 ⑤自然由来による汚染土壌も法の対象とされたこと	①「指定区域」などの用語の廃止、変更 ②指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取り扱い指針の廃止 ③許可を受けた汚染土壌処理施設から「浄化等済土壌」を搬出する際は100m ³ ごとに特定有害物質全物質の調査が必要 ④搬出土壌に関する100m ³ ごとの全項目調査 ⑤自然由来による汚染土壌が法の対象外と扱えなくなる	認定調査の おそれ区分	対象となる土壌 区域指定された後に 外部から搬入された土壌 区域指定された 時点の地盤	試料 採取 頻度 試料採取の 必要なし 900m ³ ごと 又は 900m ³ ご との調査
	平成23年7月8日 規則 再改正	⑥法第16条認定調査の緩和	①汚染のおそれがない土地の土壌 ②汚染のおそれが少ない土地の土壌 ③①及び②に掲げる土地以外の土地の土壌	浄化等済土壌又は認定調査で基準適合とされた土壌により埋め戻された土壌又は盛土 搬入時に5,000m ³ 以下ごと(汚染のおそれのない場合)又は900m ³ 以下ごと(前段に該当しない場合)の調査を行い、その結果が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合した埋め戻し土壌又は盛土 区域指定に係らない物質を対象とする土壌 区域指定に係る物質を対象とする土壌 搬入時に上記の調査がなされてない物質(項目)を対象とする土壌 ・区域指定後に汚染原因行為が認められる範囲にある土壌 ・区域指定後に新たな汚染が生じていないといえない土壌	100m ³ ごと又は100m ³ ごとの調査

改定後の埋め戻し土壌の品質管理指針

「埋め戻し土壌の品質管理指針」概要

		種類	分析頻度	分析項目
法認定済土壌以外の土壌	客土	①自然地盤の土壌 自然地盤B種	なし	なし
		自然地盤A種	発生場所ごとにおおむね5,000m ³ 以下ごとに1回 ※将来の認定調査を想定する場合は5,000m ³ 以下ごとに1回の分析を行うためA種となる。	※将来の認定調査を想定する場合は特定有害物質全項目の分析を行うためA種となる。
		自然地盤C種	発生場所ごとにおおむね900m ³ 以下ごとに1回 ^① ※将来の認定調査を想定する場合は900m ³ 以下ごとに1回 ^②	・自然由来による基準不適合のおそれのある特定有害物質8物質の溶出量及び含有量 ※将来の認定調査を想定する場合は特定有害物質全項目の分析を行う
	②既利用地等の土壌	既用地B種	発生場所ごとにおおむね900m ³ 以下ごとに1回 ※将来の認定調査を想定する場合は900m ³ 以下ごとに1回	・基準が定められている特定有害物質全物質 ^② の溶出量及び含有量
		既用地C種	発生場所ごとにおおむね100m ³ ごとに1回	※将来の認定調査を想定する場合は、特定有害物質全項目の分析を行う
	③浄化土壌	下記のとおり ・敷地内又はその近傍に措置に伴い設置した施設において、汚染土壌から特定有害物質を除去した後、当該敷地内へ埋め戻す土壌	おおむね100m ³ ごとに1回 ※将来の認定調査を想定する場合は、当該土壌を掘削した場所に埋め戻す	・浄化対象の特定有害物質 ・浄化工程により基準不適合となっておそれのある特定有害物質 ・未調査物質で基準不適合となっておそれのある特定有害物質
④法認定済土壌	下記のとおり ・汚染土壌処理施設における浄化等済土壌 ・浄化等済土壌を用いて埋め戻し、盛土された土壌であって、新たな汚染のおそれがないもの ・認定調査の結果、都道府県知事から認定を受けた土壌 ・認定を受けた土壌を用いて埋め戻し、盛土された土壌であって、新たな汚染のおそれがないもの	なし	なし	

- 1) 認定調査とは、法第16条に基づく調査をいう。
- 2) 次の物質については分析を省略してもよいこととした。
・自然的原因も含め、資料等調査から明らかに汚染の可能性がないと認められる特定有害物質。
・既に土壌調査が実施され、基準に適合していることが判明している特定有害物質。
- 3) 将来、認定調査を行うことを想定する場合は、特定有害物質全項目の分析を行うこととなるため、自然地盤B種とA種を区分せず、B種以外はA種となる。
- 4) 自然地盤B種のうち、自然由来による汚染のおそれがあるものは、自然由来による汚染のおそれがある物質について100m³ごとの調査を行うことが望ましい。

適用範囲

- 本指針では以下のものは埋め戻し土壌の対象としていない。
- ①不溶化処理を施して汚染状態に関する基準(以下、基準)に適合させた土壌
 - ②「汚染されていない土壌」と混合・希釈して基準に適合させた土壌
 - ③改良土・建設汚泥の脱水物等の処理物
 - ④再生砂・再生砕石等、建設副産物の再生品
 - ⑤廃棄物が混入していることにより全体が廃棄物であると判断されるもの
 - ⑥溶融スラグ等、廃棄物の処理・無害化物
 - ⑦土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない土壌
 - ⑧廃棄物が常設された汚染土壌を処理する施設(未許可施設)において浄化された土壌
 - ⑨敷地内又はその近傍に措置に伴い設置した施設において浄化された後、当該敷地外で利用する土壌

法認定済土壌の品質管理

- 1) 土壌の種類の分類 法認定済土壌への該当性の確認
- 2) 土壌試料採取 なし
- 3) 土壌の分析 なし
- 4) 分析結果の確認 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していること

【法認定済土壌への該当性の確認方法】

- 1) 資料等調査において以下の根拠資料を入手し、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していることを確認するとともに、基準適合確認後に新たな汚染及び汚染のおそれが生じていないことを確認する。
・浄化等済土壌を使用する場合は、浄化等済土壌であることを証明することができる書類
・認定を受けた土壌を使用する場合は、当該土壌に対する計量証明書又はその写し、報告書等の根拠資料
- 2) 新たな汚染が生じている場合は埋め戻し土壌の対象外とする。
- 3) 新たな汚染のおそれが生じている場合は法認定済土壌に該当しないため、既用地C種とする。新たな汚染が生じていないことを明確にできない場合は、既用地B種とする。

留意事項

- ① 将来、認定調査を行う際に「汚染のおそれが少ない土地の土壌」に分類されることを望む場合は、本指針の「認定調査を想定する場合の品質管理」に準拠する。
- ② 区域指定を受けた後に、搬入時に所定の頻度で農薬4物質も基準に適合しており、その後新たな汚染のおそれが生じていない埋め戻し土壌について認定調査を行う際、農薬4物質の分析を必要としないこととなる。したがって、認定調査を行う際に「汚染のおそれが少ない土地の土壌」に分類され、農薬4物質の分析を省略することを望む場合には、搬出元の土地利用履歴とは関係なく、埋め戻し土壌の搬入時に農薬4物質を含む特定有害物質全項目の分析が必要である。
- ③ 認定調査や追完、詳細調査を埋め戻し後に実施する際、記録が不明確な場合には、それらの調査内容が過大になる。将来にわたり法の調査対象とならない場合もあるが、埋め戻し土壌の濃度や深度等に関する記録の保存と継承が重要である。
- ④ 敷地内浄化し、当該敷地外で利用する土壌は対象外とするが、既用地等の土壌に準じて管理することが望ましい。